

汚職調査の妨害に対する国家賠償請求事件

原告 野村 一也

被告 金秀幸（蘭越町長）、難波修二（蘭越町議会議員）

訴状補正書

札幌地方裁判所 岩内支部 御中

2023（H5）年5月8日

原告 野村一也



原告は、訴状の記載を補正する。

被告の補正

原告は、訴状に記された被告を、次の2人限りに補正する。

磯谷郡蘭越町蘭越町258番地5

蘭越町（電話番号 0136-57-5111）

蘭越町町長 金秀幸

磯谷郡蘭越町蘭越町258番地5

蘭越町議会（電話番号 0136-55-7831）

蘭越町議会議員 難波修二

請求の主旨の補正

原告は、訴状に記載された第1請求の主旨を、次のふたつに補正する。

1. 被告蘭越町は、原告に対し、金100万円を支払え
被告難波修二は、原告に対し、金100万円を支払え
2. 訴訟費用は、被告らの負担とする
との判決、ならびに、仮執行の宣言を求める。

責任原因の補正

原告は、訴状に記載された第5責任原因の1を、次のとおりに補正する。

1. 原告は、被告蘭越町と被告難波修二に対し、以下に示す理由をもって提訴した。
 - (1) 被告蘭越町に対しては、訴状第5の2より第5の5に示した蘭越町職員らの不法行為について、国家賠償法1条1項に基づいて損害賠償を求めるものである。
 - (2) 被告難波修二に対しては、訴状第5の6の(1)から(5)に示した難波修二の関わる行為は、蘭越町議会議員として、原告が提出した陳情を誠実に処理しなければならない（請願法5条）にもかかわらず、それを怠っていることを不法行為として、民法709条に基づいて損害賠償を求めるものである。

以上